

令和2年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和2年3月16日（月）
午前10時00分～
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

と き 令和2年3月16日 午前10時～

ところ 本庁3階 委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議長あいさつ

4 執行部あいさつ

5 議 事

- (1) 議案第 1 号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (2) 議案第 2 号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (3) 議案第 11 号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第 5 号）
- (4) 議案第 17 号 令和元年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (5) 議案第 31 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- (6) 議案第 32 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- (7) 請願第 1 号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

6 その他

7 閉 会

出席委員（6名）

1 番	戸 田 見 良 君	5 番	村 田 春 樹 君
1 0 番	谷 仲 和 雄 君	1 2 番	岩 本 好 夫 君
1 5 番	大 槻 良 明 君	1 8 番	市 村 文 男 君
1 7 番	笹 目 雄 一 君（委員外）		

欠席委員（なし）

付託案件説明のため出席した者

市 長	島田 穰一 君	市長公室長	岡野 英孝 君
企画財政部長	立原 伸樹 君	総務部長	山口 守 君
市民生活部長 兼生活文化課長	太田 勉 君	危機管理管	飯塚 新一 君
議会事務局	我妻 智光 君	消 防 長	長島 久男 君
会計管理者	鈴木 定男 君	監査事務局長	植田 みのり 君
秘書政策課長	倉田 賢吾 君	市民協働課長	滑川 和明 君
企画調整課長	佐々木 浩 君	財 政 課 長	植田 賢一 君
総務課長	坂本 剛 君	税 務 課 長	藤田 誠一 君
収 納 課 長	川島 誠人 君	管財検査課長	藤田 信一 君
市 民 課 長	菊田 裕子 君	環 境 課 長	真家 功 君
小川総合支所長	中村 理佳 君	玉里総合支所長	長沼 光子 君
防災管理課長	真家 厚 君	議会事務局次長	戸塚 康志 君
消 防 次 長 兼小川総合支所長	福田 善久 君	消防総務課長	池崎 利久 君
警 防 課 長	中島 賢治 君	予 防 課 長	岩田 憲治 君
会 計 課 長	酒井 美智子 君	生 活 文 化 課 長 補 佐	吉田 桂子 君
小 川 文 化 センター係長	谷 口 学 君	小 川 文 化 センター係長	酒井 美奈子 君

議会事務局職員出席者

書 記 金 子 紫 帆

午前9時55分 開会

○副委員長（戸田見良君） 定刻より早いですが、皆さんおそろいになりましたので進めさせていただきます。

改めまして、おはようございます。

ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

最初に、委員長挨拶、村田委員長、お願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 皆様、改めましておはようございます。

委員の皆様、そして執行部の皆様、朝早くから大変ご苦労さまです。

あしたから春のお彼岸ということで、大分暖かくなって春らしくなってきたのかなというふうに思っております。

本日の総務常任委員会ですけれども、先日の本会議で総務常任委員会に付託されました議案について皆様方に審査をお願いしたいと思っております。

皆様の協力を得ながら審査を進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いして、簡単ですけれども、ご挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○副委員長（戸田見良君） ありがとうございます。

続きまして、議長挨拶、笹目議長、お願いいたします。

○議長（笹目雄一君） 皆さん、改めましておはようございます。

今日は総務常任委員会ということで、早朝よりご出席、誠にご苦労さまでございます。

当総務常任委員会には議案7件ほど付託されておりますので、執行部の皆様方には丁寧なご説明と、委員の皆様方には慎重なるご審議をお願い申し上げまして挨拶といたします。

よろしくお願い申し上げます。

○副委員長（戸田見良君） ありがとうございます。

続きまして、執行部の挨拶、島田市長、お願いいたします。

○市長（島田穰一君） 改めて、おはようございます。

委員の皆さんには、大変お忙しい中、第1回の定例会、そして今日は総務常任委員会の付託審議ということで、誠にご苦労さまでございます。

話がありましたように、今の季節、日替わりの暑さ寒さということでございます。昨日はあのような霜柱が立ったということでございますが、明日からは暖くなるよというような

天気予報でございます。三寒四温、健康管理をしながら、元気で活躍をされますことを心からお祈りするところで、また日刻々と変化しているコロナウイルスでございますけれども、大変心配される状況でございます。対応策をしっかり取って、この小美玉には一切そういうウイルスにかかる、そういうような感染することがないようにということで頑張っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、審議の中でもいろいろご指導いただきながら、全議案可決いただければ大変ありがたいとお願ひを申し上げ、挨拶といたします。

ご苦勞さまです。

○副委員長（戸田見良君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議事の進行のほうは委員長のほうでよろしくお願ひいたします。



○委員長（村田春樹君） 議事に入る前に、本日は福島議員、植木議員、香取議員が傍聴いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、3月6日に付託された議案審査付託表のとおりであります。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願ひいたします。

それでは、これから付託案件の審査に入ります。

まず、議案第1号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本 剛君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第1号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

説明につきましては、着座にて失礼させていただきます。

それでは、会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての概要についてでございますが、小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、及び小美玉市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する

る条例の2つの条例を会計年度任用職員制度の施行に伴い整理するものでございます。

内容につきましては、第1条で、小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表を全国的に統一された制度に基づく任用形態に移行することに伴い、特別職非常勤の職を整理して制定するものでございます。

次に、第2条の小美玉市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例では、給与の種類として、第2条の条文に小美玉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を加えるものでございます。

施行期日は令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本 剛君） それでは、続きまして議案第2号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

こちら、行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての概要でございますが、行政組織機構改革に伴い、関係条例28条例になりますが、こちらを整理するために制定するものになります。

内容につきましては、文化スポーツ振興部の設置により、スポーツ及び生涯学習等の事務が市長部局に移管されることに伴い、教育に関する事務のうち、市長が管理し及び執行する事務として関係条例28条例を機構改革に合わせまして組織の名称変更や文言の整理を行うものでございます。

議案の第1条からの内容につきましては、まず第1条では、小美玉市職員定数条例の一部改正について、改革に伴っての変更のあった事務局の定数の変更をする改正でございます。

次に、第2条、小美玉市特別職報酬等審議会条例の一部改正及び第3条、小美玉市公共施設等マネジメント推進委員会設置条例の一部改正につきましては、組織改編に伴い所管課名の改正をするものでございます。

次に、第4条、小美玉市子ども・子育て会議条例の一部改正につきましては、福祉部所管の条例を教育委員会子ども課で事務の執行を行うための改正でございます。

次に、第5条、小美玉市社会教育委員に関する条例の一部改正から第21条、小美玉市文化財保護審議会条例の一部改正につきましては、教育委員会所管の条例を文化スポーツ振興部生涯学習課で事務の執行を行うための改正でございます。

最後に、第22条、小美玉市スポーツ推進審議会条例の一部改正から第28条、小美玉市体育施設の開放に関する条例の一部改正につきましては、同じく教育委員会所管の条例を文化スポーツ振興部スポーツ推進課で事務の執行となるための改正でございます。

執行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

説明は以上になります。

よろしく申し上げます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

この行政組織機構改革に伴う関係条例の整理が28条例という中で、先ほど文化スポーツ振興部の設置等の説明がございました。それで、文化スポーツ振興部ですとか、あと福祉部の子ども福祉課が今度、教育委員会の子ども課にというところで、これは各この課の配置のほうはどのようになっているか、そういうところをお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 剛君） それでは、ただいま谷仲委員からご質問を受けてございます文化スポーツ振興部の配置についてでございますが、文化スポーツ振興部、小川総合支所の2階に配置ということで、今後新組織として位置づけております。

こちらのほうにつきましては、構成といたしまして、生涯学習課、スポーツ推進課、生活文化課ということになりますけれども、生活文化課につきましては、四季文化館を拠点といたします。生涯学習課、スポーツ振興課につきましては、小川総合支所の2階ということで、拠点ということで、教育委員会と連携した機能を集約した体制を整えるということで改変を行うということになります。

また、子ども福祉課、今回子ども福祉部のほうが玉里総合支所にあったものが、今後、同じく教育委員会に移管し子ども課ということで変わるわけですけれども、こちらのほうも小川総合支所の2階のほうで今後集約した体制を整えるということで位置づけております。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

戸田副委員長。

○副委員長（戸田見良君） おはようございます。

改めて確認ですが、教育委員会の管轄から市長さんのほうに変わるというような内容だと思うのですが、市長さんもいろいろ忙しいと思いますが、その管理に関して、メリットとか、またデメリットとかというものがあると思いますが、そこらで、もし分かる範囲でいいですが、教えていただくとありがたいと思います。

○委員長（村田春樹君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 剛君） それでは、戸田委員さんから今ありました、今回の改変に伴って

の市長部局に移った後のということでございますけれども、引き続き市民の手続とかにつきましても、これまでどおり行う予定でございますが、より一層市民サービスが市長部局に移ることによっていろいろなものと今後他分野連携ということでもできるということもございまして、これは文科省の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に伴って行ったものでございます。

こちらのほうも引き続き教育委員会と連携を図りながら、より一層市民サービスに適した体制を整えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） おはようございます。

それでは、議案第11号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）の総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。

失礼して、着座にて説明をさせていただきます。

なお、私以降の説明につきましても着座のままの説明をご了承願います。

それでは、5ページをお開き願います。

第2表、継続費補正で、総務常任委員会所管が1件ございます。2款総務費、1項総務管理費、小川文化センター耐震補強大規模改修工事でございます。補正前総額5億1,399万7,000円。令和2年度年割額3億5,979万7,000円を補正後総額5億1,112万5,000円、令和2年度年割額3億5,692万5,000円に変更するものでございます。

継続費の年割額と令和2年度予算計上額を合わせるため補正を行うものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、総務常任委員会所管につきまして、財政課一括でご説明を申し上げます。

1款市税、1項市民税、1目個人市民税で6,400万円の補正増。2目、法人市民税で1億1,770万円の補正増でございます。1款2項1目、固定資産税1億4,500万円の補正増でございます。1款3項1目軽自動車税で414万円の補正増、2目、環境性能割で80万円の補正増でございます。1款4項1目市たばこ税で2,940万円の補正減でございます。7款1項1目、ゴルフ場利用税交付金で900万円の補正増でございます。10款1項1目、国有提供施設等所在市町村助成交付金で1,686万2,000円の補正増でございます。

次に、15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、小川文化センター施設使用料で98万円の補正減、12ページのほうに移りまして、四季文化館施設使用料で200万円の補正減でございます。

次に、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目国庫補助金のうち、地域女性活躍推進交付金で8万1,000円の補正減、6目消防費国庫補助金、耐震性貯水槽設置事業補助金で10万円の補正増でございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

17款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、市町村事務処理特例交付金で23万9,000円の補正減、参議院議員通常選挙委託金で39万5,000円の補正減、工業統計ほか3件の統計調査費委託金で58万円の補正減でございます。

次に、18款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は、財政調整基金積立金利子ほか6件で212万1,000円の補正増でございます。

15ページのほうに移りまして、18款2項財産売払収入、1目不動産売払収入で160万3,000円の補正増でございます。19款1項寄付金、1目一般寄付金で19万9,000円の補正増、

2目総務費寄附金、ふるさと応援に対する指定寄附金で4,000万円の補正減、3目衛生費寄附金、環境保全に対する指定寄附金で290万円の補正増でございます。20款繰入金、2項1目基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金で2億1,758万円の補正減、ふるさと応援基金繰入金で5,898万6,000円の補正減、公共用バス整備基金繰入金で252万9,000円の補正減、合併振興基金繰入金で3,983万円の補正減でございます。

次に、22款諸収入、5項雑入、1目滞納処分費で31万2,000円の補正増、16ページに移りまして、5目雑入のうち、自治総合センターコミュニティ助成金で250万円の補正減、県市町村振興協会交付金で60万3,000円の補正増、地域食材供給施設電気使用料で10万2,000円の補正減、地域食材供給施設水道使用料で8万2,000円の補正減、コンサート入場料で456万8,000円の補正減、古紙売払収入で32万7,000円の補正減、市町村アカデミー助成金で2万5,000円の補正減でございます。

23款1項市債、3目農林水産業債、畑地帯総合整備事業債で280万円の補正減、4目消防債、消防ポンプ自動車購入事業債で610万円の補正減、耐震性貯水槽設置事業債で490万円の補正減、5目教育債、小学校トイレ改修整備事業債で180万円の補正増、学校トイレ改修整備事業債で370万円の補正増、学校情報通信ネットワーク整備事業債で8,930万円の補正増、6目合併特例債、広域幹線道路整備事業債で660万円の補正減、教育施設整備事業債で3,540万円の補正増、JR羽鳥駅及び駅周辺整備事業債で5,020万円の補正減、8目土木債、公共事業等債で1億7,070万円の補正増、9目災害復旧事業債、公共災害復旧事業債で340万円の補正増、一般単独災害復旧事業債で1,140万円の補正増でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

○総務課長（坂本剛君） それでは、これより歳出についてご説明をいたします。

初めに、一般会計全体の職員給与費に関する補正についてでございますが、総務課より一括して説明をさせていただきます。

補正予算書の60ページをお願いいたします。

一般職総括における比較欄をご覧くださいと思います。

まず、給料につきましては、345万3,000円の減。職員手当2,005万6,000円の増。こちらは台風対応が主になっているところでございます。共済費につきましては474万3,000円の減。以上、全体といたして1,186万円の増でございます。

なお、職員手当の詳細につきましては内訳欄のとおりでございますので、ご覧くださいと思います。

また、今回の職員給与費に関する補正につきましては、職員手当に係る増減によるもので、予算の整理を行ったものでございます。よろしくお願ひいたします。

なお、各所管課における職員給与費に関することにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○**委員長（村田春樹君）** 戸塚議会事務局次長。

○**議会事務局次長（戸塚康志君）** それでは、まず初めに議会事務局所管でございます。

17ページをお開き願ひます。

1款1項1目、いずれも議会費でございます。説明は、1議員給与費の3職員手当等の期末手当（議員分）につきまして47万8,000円を減額補正をお願いするものでございます。

次に、3議会運営費でございますが、計19万5,000円の減額補正をお願いするものでございまして、7の賃金において臨時職員賃金が最低賃金引上げに伴いまして3万円の補正増、19の負担金補助金及び交付金の1負担金では、欠席等により研修、会議等の負担金としまして22万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○**委員長（村田春樹君）** 坂本総務課長。

○**総務課長（坂本 剛君）** それでは、続きまして18ページをお願いいたします。

総務課所管の歳出補正でございますけれども、初めに庶務事務費のほうでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、5事業の庶務事務費でございますが、財源内訳補正により国県支出金に23万9,000円を減、一般財源を23万9,000円増額してございます。

続きまして、8事業の人事給与管理事務費でございますが、雇用保険料、人事院勧告による負担金などの額確定により204万6,000円の補正減でございます。

次に、9事業、職員構成比につきましては、健康診断、ストレスチェック委託料の事業確定により33万3,000円の補正減でございます。

次に、10事業の職員研修費、事務研修派遣に伴う駐車場料金及び負担金などの支出見込み等の精査により15万7,000円の補正減でございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○**委員長（村田春樹君）** 藤田管財検査課長。

○**管財検査課長（藤田信一君）** 続きまして、管財検査課所管につきましてご説明いたします。

同じく19ページをお願いいたします。

5目財産管理費のうち、まず1公有財産管理事務費として514万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、各業務委託の額の確定に伴いまして、2項を合わせまして131万9,000円の減額をするものでございます。15節工事請負費の管財車庫建築工事につきましては、支出見込みの額の精算に伴いまして300万円の減額をするものでございます。また、本庁舎北側のり面保護工事につきましては、工事額の確定に伴いまして82万5,000円の減額をするものでございます。

次に、2市庁舎維持管理経費として34万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。7節賃金につきましては、支出見込みの精算に伴いまして15万円の減額をするものでございます。11節需用費、修繕料につきましては、昨年の台風及び大雨に伴い修繕が必要となった本庁舎1階部分の2か所部分の雨漏りと強風対策の修繕等をするために110万円の増額補正をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、各業務委託の額の確定に伴いまして、4項合わせまして30万円の減額をするものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、LED照明借上料の額の確定に伴いまして30万7,000円の減額をするものでございます。

次に、3公用車維持管理経費として483万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、公用バス運行運用管理業務委託の額の確定に伴いまして217万1,000円の減額をするものでございます。18節備品購入費につきましては、公用バスの購入費の額の確定に伴いまして266万8,000円の減額をするものでございます。

管財検査課所管については、以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木 浩君） 続きまして、企画調整課所管についてご説明させていただきます。

20ページをご覧ください。

6目企画費、2事業、ふるさと寄附金事業につきましては、ふるさと寄附金収入の減額に伴います関係経費の減額でございます。まず社会保険料並びに臨時職員賃金につきましては、フルタイムの2名で対応する予定で当初予算を計上させていただきましたが、1名が週4日勤務ということになったため、他経費の精算と合わせまして1,804万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、7目電子計算費、1事業、情報化推進事業につきましては、12節役務費で、市幼稚園における回線増設に伴う回線使用料の不足分を増額しております。また、その他、

14節使用料及び賃借料並びに19節負担金及び交付金では、事業費の確定に伴います補正減でございます。合わせまして370万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 中村小川総合支所長。

○小川総合支所長（中村理佳君） 続きまして、小川総合支所所管についてご説明いたします。

21ページをお願いします。

8目支所及び出張所費、2事業、小川総合支所管理経費につきまして、臨時職員の社会保険料と賃金を合わせた51万5,000円を不用額として減額補正するものです。減額理由は臨時職員の勤務日数の減によるものです。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 長沼玉里総合支所長。

○玉里総合支所長（長沼光子君） 続きまして、玉里総合支所所管についてご説明させていただきます。

同じページになります。

3玉里総合支所管理経費については、20万円の増額をお願いするものです。内訳は、7節賃金につきまして、臨時職員の時給単価が上がったことにより3万4,000円の補正増でございます。

次に、事業費の光熱水費につきまして、支出見込みの精算により不足額が生じるため20万円の補正増でございます。

次に、13節委託料の支所清掃及び設備保守管理委託料につきましては、額の確定により3万4,000円の補正減でございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 滑川市民協働課長。

○市民協働課長（滑川和明君） 続きまして、市民協働課所管につきましてご説明いたします。

同じく21ページをお願いします。

10目のコミュニティ活動促進費、1コミュニティ活動活性化事業、19節負担金及び交付金、コミュニティ活動整備助成金130万円の減額。

続きまして、4の住民参加のまちづくり事業、19節負担金補助及び交付金、まちづくり組織活動補助金61万5,000円の減額、いずれも補助金交付額決定に伴う減額でございます。

続きまして、6の男女共同参画経費、男女共同参画審議会委員報酬12万5,000円につつま

しては、報酬支払額確定に伴う減額でございます。

7の女性活躍推進事業、13節委託料16万円の減額につきましては、契約額確定に伴う減額でございます。

説明は以上です。

○委員長（村田春樹君） 真家防災管理課長。

○防災管理課長（真家 厚君） 続きまして、防災管理課所管につきましてご説明させていただきます。

同じく21ページをご覧ください。

11目交通安全対策費、事業1、交通安全対策経費4万円を減額補正するものでございます。
22ページをお願いいたします。

減額の理由でございますが、1節報酬、交通安全対策協議会委員報酬につきまして、報酬額の確定により減額するものでございます。

次に、12目防災対策費、事業1、防災対策経費につきまして、財源内訳補正としまして国県支出金120万円を減額し、同額を一般財源に組替えるものでございます。

次に、13目防災諸費、事業2、防災対策諸費につきましても、財源内訳補正といたしまして国県支出金1,000万円を減額し、同額を一般財源に組替えるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木 浩君） 次に、同じページでございます。

15目特定事業推進費、2事業、合併特例推進事業につきましては、財源内訳補正といたしまして、その他財源の合併振興基金繰入金を4,000万円減額し、同額を一般財源に組替えるものでございます。

次に、3事業、地方創生推進事業でございますが、11節需用費の印刷製本費で第2期総合戦略の冊子につきまして、400冊増刷するための36万8,000円の増額をお願いするものでございます。

ほかの予算につきましては、確定に伴います補正減をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 太田市民生活部長。

○市民生活部長兼生活文化課長（太田 勉君） 続きまして、生活文化課所管でございます。

23ページの最下段をご覧ください。

18目市民文化交流費、説明欄2、芸術文化振興事務につきましては41万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内訳といたしましては、1節報酬につきまして、市公共ホール運営委員会の開催状況を踏まえまして、額の確定により5万円を減額、4節共済費につきましては、社会保険料の改定に伴い2,000円の増額、8節報償費につきまして、書き初め大会の中止に伴い参加賞8万1,000円を減額、9節旅費につきましては、研修実施状況を踏まえ額の確定で11万8,000円を減額、13節委託料につきましても額の確定により15万4,000円を減額、27節公課費につきましては、車検の完了に伴っての1万円の減額でございます。

続きまして、説明欄3、小川文化センター施設維持管理費につきましては63万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、4節共済費につきまして、臨時職員の社会保険料13万円の減額、7節賃金につきましても臨時職員の賃金15万円の減額、どちらも雇用実績に基づく減額でございます。また、11節需用費、91万2,000円の増額につきましては、燃料費70万6,000円及び光熱費20万6,000円の増額でございます。今後の不足分に対しての精算の上での増額をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄4、四季文化館施設維持管理につきましては66万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、4節共済費につきまして、臨時職員雇用実績に基づき8万円の減額、7節賃金につきましても雇用実績に基づく35万円の減額、11節需用費、139万6,000円の増につきましては、燃料費の不足分150万4,000円の増額、光熱費につきましては、水道使用料の使用実績に基づき10万8,000円の減額、12節役務費につきましては、電話料の支払い実績に基づき5万9,000円の減、13節委託料につきましては、清掃業務のほか、額の確定に基づきまして24万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

説明欄、市民文化祭事業につきましては6万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、全て額の確定により変更するものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 藤田税務課長。

○税務課長（藤田誠一君） 続きまして、税務課所管につきましてご説明いたします。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、説明欄1、賦課事務費につきまして、13節委託料で3件の委託業務について155万4,000円の補正減をお願いするものでございます。いずれにつきましても事業費確定に伴います減額でございます。

税務課所管につきましては、以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 川島収納課長。

○収納課長（川島誠人君） 続きまして、収納課所管分をご説明いたします。

26ページをお開きください。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、2の徴収事務費、12節役務費につきまして112万円の補正減。主な内容ですが、コンビニ等の納付手数料104万円の減額補正でございます。同じく13節委託料につきまして100万円の補正減。内容ですが、収納事務電算処理業務委託料の減額補正でございます。同じく19節負担金、助成金及び交付金につきまして、負担金27万円の補正減。

内容ですが、茨城租税債権管理機構負担金の減額補正でございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 菊田市民課長。

○市民課長（菊田裕子君） 続きまして、市民課所管についてご説明いたします。

同じく26ページになります。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の14節使用料及び賃借料につきまして45万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料51万6,000円の減につきましては、同機器更新時の見直しによるものでございます。同じく14節複写機使用料6万円の増につきましては、主に個人番号カード交付増加によるものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 剛君） それでは、27ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、3目諸選挙費、1事業、参議院議員通常選挙経費でございます。こちら、選挙執行経費の額確定に伴いまして39万5,000円の補正減をするものでございます。主な内訳でございますけれども、報酬で14万9,000円、職員手当等で15万3,000円、需用費で2万3,000円の減額補正でございます。

続きまして、2款総務費、4項選挙費、3目諸選挙費、2事業、市議会議員選挙経費でございます。こちら、選挙執行経費の額確定に伴いまして1,075万1,000円の補正減をするものでございます。

主な内容でございますが、職員手当42万4,000円、賃金36万3,000円、役務費25万2,000円、

委託料55万6,000円、負担金及び交付金914万8,000円の減額補正でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（村田春樹君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木 浩君） 続きまして、28ページをご覧ください。

5項統計調査費、2目指定統計費、3事業、工業統計調査費から7事業、全国消費実態調査費までの4事業につきまして、事業終了に伴う補正減をお願いするものでございます。特に、6国勢調査費、国勢調査調査区設定費につきましては、今回の調査区の変更がなかったため、一部を除いて全額補正減をするものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） 続きまして、環境課所管の補正予算をご説明いたします。

少し飛びますが、36ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健衛生費でございます。まず、環境衛生事務といたしまして、7節賃金、臨時職員賃金2万1,000円の増につきましては、賃金単価改正によるものでございます。

次に、委託料、環境基本計画策定業務委託料45万2,000円の減につきましては、契約残によるものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金27万5,000円の増につきましては、定住自立圏環境分野負担金6,000円の減及び湖北水道企業団負担金28万1,000円の増、湖北水道企業団職員に係る非常手当に要する負担金によるものでございます。

次に、環境保全美化推進事業につきましては、11節需用費、消耗品費27万1,000円の減でございます。

次に、37ページ、空き家対策推進事業費といたしまして、1節報酬、空き家等対策協議会委員報酬13万5,000円の減につきましては、報酬対象委員数の確定によるものでございます。

次に、7節賃金、臨時職員賃金9万円の減につきましては、臨時職員勤務日数の減によるものでございます。

次に、8節報償費、空き家相談員謝金8万3,000円の減につきましては、申込み案件がなかったことによる減でございます。

次に、6目公害対策費、公害対策費事業といたしまして、1節報酬、公害対策審議会委員報酬7万5,000円の減につきましては、公害対策審議会廃止によるものでございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、ごみ処理対策経費といたしまして、1節報酬、廃棄物減量等推進審議会委員報酬15万円の減につきましては、報酬対象委員数の確定によるものでございます。

次に、13節委託料24万3,000円の増につきましては、指定ごみ袋販売委託料240万、粗大ごみシール券販売委託料3,000円の増につきましては、いずれも販売数量の増によるものでございます。

次に、不法投棄対策経費といたしまして、1節報酬、不法投棄監視員報酬4万8,000円の減につきましては、報酬対象委員数の確定によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 池崎消防総務課長。

○消防総務課長（池崎利久君） 続きまして、消防本部所管の補正予算についてご説明いたします。

47ページをお開きください。中段をご覧ください。

9款1項消防費、1目常備消防費、3常備消防総務費、9節旅費13万1,000円の補正減につきましては不用額を減額するものでございます。6車両維持管理経費、11節燃料費66万8,000円の補正増につきましては、燃料の単価高騰によるものでございます。8警防活動経費、18節備品購入経費8万1,000円の補正減につきましては、防火衣購入事業に伴う入札差金でございます。10通信指令運営経費、19節1負担金197万1,000円の補正減につきましては、茨城消防救急無線指令センター運営協議会負担金が減額になるためでございます。

次に、48ページをお開きください。

2目非常備消防費、1消防団活動経費、9節旅費、1費用弁償134万6,000円の補正増につきましては、災害出場件数が当初見込み件数を超過したために、消防団の出場手当をお願いするものでございます。3目消防施設費、1消防施設整備事業、13節委託料82万5,000円の補正減につきましては、消防機庫新築工事監理委託契約終了に伴う不用額でございます。15節防火水槽新設工事236万5,000円の補正減につきましては、防火水槽新設工事3か所の入札差金及び事業完了に伴う不用額でございます。18節自動車購入費649万円の補正減につきましては、消防団車両3台購入事業に伴う入札差金でございます。

消防本部につきましては、以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） 財政課歳出説明の前に、歳入のほうで説明に誤りがありましたの

で訂正をお願いいたします。

恐れ入りますが、16ページをお開き願います。

16ページ、23款市債、1項市債のうち、6目の合併特例債におけます広域幹線道路整備事業債、金額のほう6,610万円の補正減ということで訂正をさせていただきます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

56ページをお開き願います。

中段のほうになります、12款公債費、12款1項公債費、2目利子、地方債償還利子につきましては、財源内訳補正として国県支出金を14万6,000円減額し、同額を一般財源に組替えるものでございます。

次に、13款諸支出金、1項基金費につきまして、こちらは総務常任委員会所管分を一括ご説明をさせていただきます。13款1項1目財政調整基金費、こちらは3万円の補正減。続きまして、2目減債基金費は22万2,000円の補正減でございます。こちらは、いずれも歳入における利子の補正に伴うものとなっております。

続きまして、57ページに移りまして、3目公共施設整備基金費で592万円の補正増でございます。こちらは、歳入における利子補正に伴うもののほか、歳出における医療センター病院建物解体費等交付金の減額補正を踏まえ補正増するものでございます。続きまして、9目国際親善交流基金費で9,000円の補正減、歳入の利子補正に伴うものでございます。続きまして、11目幡谷浩史環境福祉整備基金費で290万1,000円の補正増、歳入における環境保全に対する指定寄付金の補正に伴うものでございます。続きまして、15目ふるさと応援基金費で4,000万6,000円の補正減、歳入における利子及びふるさと応援に対する指定寄付金の補正に伴うものでございます。次に、18目合併振興基金費で1,000円の補正減、歳入における利子補正に伴うものでございます。

58ページをおめくり願います。

23目公共用バス整備基金費で600万円の補正増、歳入における特定防衛施設周辺整備調整交付金を原資に積立てを行うものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） まず、15ページをお願いいたします。

これは財政調整基金繰入金の2億1,718万円の減額補正というところがございます。それで、現在、この31年度までは元年度予算のほうの財調の繰入れが13億3,000円だったからというところだと思います。それで、予算編成に当たりこの財調を繰入れして、それでこういう決算見込みで繰戻していく形がどうしても必要になってくるのかなというところから、この財調の決算見込みの繰戻し見込みというところと、あと財調の現在高という、この2点をお尋ねしたいと思います。

○委員長（村田春樹君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） 財政調整基金につきましては、今回の減額補正を踏まえますと、まず基金の繰入れ額としては13億3,300万当初で見ておりましたが、今回の補正を踏まえますと、最終的には5億6,800万円程度の繰入れになる見込みを取っております。それを踏まえますと、令和元年度末の基金残高ですが、約23億5,300万円ということで見込んでいる状況です。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） ここで、11時10分まで暫時休憩といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（村田春樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） 続きまして、もう一点お尋ねしたいと思います。

同じく15ページの諸収入の滞納処分費というところの詳細をお聞かせ願えればと思います。

○委員長（村田春樹君） 川島収納課長。

○収納課長（川島誠人君） ただいまのご質問ですけれども、滞納処分費の内容としましては、公売によりまして収入がありました。それで、土地の鑑定手数料を支出しておりますので、その支出してあるものについては滞納処分費として配当するということになっております。

○委員長（村田春樹君） 大槻委員。

○15番（大槻良明君） それでは、ごみ袋についてなんですけれども、やっぱりよその市町

村と比べて非常に小美玉市は高いというお話がありますけれども、その点について伺いたいんですけれども。

○委員長（村田春樹君） 真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） ごみ袋につきましては、現在、霞台厚生施設管内で、石岡市45リットルが150円、小美玉市が200円ということございまして、その差につきましては、合併当初、金額を茨城美野里地区の金額に合わせて、袋の大きさを霞台厚生施設に合わせたという定義がございます。全体的に同じ組合の中での金額の差がございますが、県内全体では200円というのは大体平均的なものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 大槻委員。

○15番（大槻良明君） それでは、ごみ袋につきましては、その辺をよく考えて今後調整していただきたいと思います。

それから、もう一点ですけれども、今ごみ袋は非常に破れやすいというような苦情が私のところも結構多いですけれども、その辺について市のほうから何か、市民の方からはそういう話はないでしょうか。

○委員長（村田春樹君） 真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） そういった、あまり多くはない状況でございます。実は小美玉市は、霞台厚生施設、石岡市は150円で外国産を使ってございます。小美玉市は200円で日本製品を使ってございます。若干外国産と比べて日本製のほうが破れにくいということで、一度合併したときに外国産にしたときに非常に破れるということで苦情が多かったですが、そういう観点から日本製に戻しているというような状況ございまして、今のところそんなに多くはないような状況です。

○委員長（村田春樹君） 大槻委員。

○15番（大槻良明君） 実際、私は、入れ方が悪いのかもしれないですけれども、この前10枚のうちに強く開けたら2枚ぐらい破けたのがあったですけれども、その辺を踏まえて、今後業者のほうともよく相談していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） その辺、よく調整したいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

では、私のほうから1点。

今、大槻委員がお話しいただいた指定ごみ袋についてなんですけれども、今回予算書のほうを見ますと、45リットルにつきましては9円、30リットルにつきましては8円ということで出ていますけれども、差額として金額がありますが、その差額につきましては、委託料として約、その金額が出ているということですのでけれども、その委託先というのを教えていただければと思います。

○委員長（村田春樹君） 真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） ごみ袋につきましては、販売委託ということで、商工会のほうに委託している状況でございます。これは小売店との間の調整が商工会とすることによって、私どもが直接やるのがスムーズにいくというような観点から商工会と委託契約を結んで続けているところでございます。

○委員長（村田春樹君） ちなみに、その商工会で委託をしているということで、例えばいろんなスーパーであったり、あとはコンビニとかにも売っていますけれども、そういったところにも商工会から置いてもらっているという形になっているということによろしいですか。

○委員長（村田春樹君） 真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） そのとおりでございます。

○委員長（村田春樹君） わかりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和元年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） それでは、続きまして霊園事業特別会計につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ889万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,633万8,000円といたします。

まず3ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料、1節霊園使用料896万円の減でございます。新規募集区画32区画分の減によるものでございます。

次に、1款使用料及び手数料、2項手数料、1目衛生手数料、1節現年度分としまして5万3,000円の減でございます。内訳といたして、霊園管理手数料6万円の減と督促手数料2,000円の増、霊園許可証再交付手数料5,000円の増でございます。

次に、2款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金、霊園整備基金繰入金7万3,000円の増でございます。使用料等の減による補填財源でございます。

続きまして、歳出でございますが、1款霊園事業費、1項霊園施設管理費、1目霊園施設管理費、市営管理事業でございます。まず、15節工事請負費、霊園内通路舗装工事129万6,000円の減につきましては、次年度以降の排水工事实施に伴う減でございます。

次に、25節積立金、霊園整備基金積立金759万6,000円の減につきましては、使用料等の歳入減によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第17号 令和元年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

倉田秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） それでは、議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議についてご説明をいたします。

水戸市を中心といたします県央地域9市町村会において協定を締結しまして、公の施設の広域利用を現在実施しておりますが、この度、協定対象施設の名称変更及び追加に伴いまして改めて協定を定めることについて協議いたしたく、本案を提出するものでございます。

議案のほう、2枚返していただきまして、右側のページ、中段よりやや下、協定書の条文の改正につきまして第6条をご覧いただきたいと思います。

平成31年4月1日付で締結した公の施設の広域利用に関する協定書につきましては、令和2年3月31日限り廃止するといたしまして、期日を改正しております。

続きまして、名称変更または追加された施設につきましてご説明をいたします。

さらに2枚返していただき、左側のページ中段辺り、茨城町のほうをご覧ください。

運動公園につきましては、これまで茨城町運動公園となっておりますが、この名称から運動公園に変更となっております。また、その下、フォレストぬまさきグラウンドにつきましては、新設による施設の追加となっております。

これら3点につきまして、変更の上、協定を新たに締結させていただきたく、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

倉田秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） それでは、続きまして議案第32号 公の施設の広域利用に関する協議について、ご説明をいたします。

小美玉市に隣接をいたします4市町間において協定を締結いたしまして、公の施設の広域利用を現在しておりますが、この度、協定対象の施設、名称変更及び追加に伴い、改めて協定を定めることについて協議いたしたく本案を提出するものでございます。

議案のほう、2枚返していただきまして、左側のページ、協定書の条文の改正につきまして、第6条をご覧いただきたいと思っております。

平成30年3月30日付で締結した公の施設の広域利用に関する協定書につきましては、令和2年3月31日限り廃止するをいたしまして、期日を改正しております。

続きまして、名称変更または追加された施設についてご説明をいたします。

さらに1枚返していただきまして、左側のページ、上段辺り、行方市のほうをご覧ください

い。行方市麻生運動場につきましては、これまでの体育館と弓道場に加えまして、新たに多目的グラウンドを追加しております。

続いて、右側のページの下段、茨城町のほうにつきましては、先ほどの議案第31号と同様に、茨城町運動公園から運動公園に名称変更、フォレストぬまさきグラウンドを新たに追加しております。

これら4点につきまして、変更の上、協定を締結させていただきたく、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第1号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書について議題といたします。

この請願の内容は、本会議において紹介議員より説明があったとおりであります。

委員の皆様から請願についてご意見をいただきたいと思っております。

自由討議といたしますので、挙手により、これを許します。

谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） すみません、自由討議の前に、自由討議、どういうふうに進めてい

くか、委員長のほうで進行をお願いしたいと思います。

○委員長（村田春樹君） 委員の皆様いろいろな意見を聞いて、この請願書について採択、不採択、どちらか決める、もしくは継続審査と決めたいと思いますので、本当にこの請願書について、どういったことを思っているのか、委員の皆様にかぎらず聞きたいというふうに思っております。

谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） 私が委員長に聞いたのは、自由討議、この請願についてはそうなんですけれども、例えば、こちらのほうの1番、2番、3番と、こういうものがありますよね。こういう採択してくださいと。それで、例えばこの1番について、現状とか、そういうもの、それをあぶり出した上で、材料をそろえてから自由討議という形じゃないと、それじゃ討論になっちゃいますので、そういうところを踏まえて、もう一回整理して委員長のほうで進行を進めてください。

○委員長（村田春樹君） 岩本委員。

○12番（岩本好夫君） この請願だけでも、これは小美玉市議会だけじゃないでしょう。ほかでも出ているでしょう。近隣の採択状況とか、どういう対応をしたかというのは分からない。

○委員長（村田春樹君） まだほかの市町村は出てない。

○12番（岩本好夫君） 小美玉が最初。

○委員長（村田春樹君） 提出日からすると、まだほかのところは出ていないそうです。

○12番（岩本好夫君） 後ろを見ると一番後ろに提出先が書いてあると思うけれども、出しているわけでしょう。これでどういう対応しているのか分からない。

○委員長（村田春樹君） 採択されなければ提出されないという。

○12番（岩本好夫君） そういうこと。されなければね。

○委員長（村田春樹君） 岩本委員。

○12番（岩本好夫君） 最低賃金というの、各自治体とか、地域によって違うと思うので、これを一律にという部分での、じゃそういった部分もちょっとよく分からない部分があるし、それと自由討議する前に、例えばこの請願者、どういう団体なのかとか、そういったことが分からないとなかなか、協議する前に情報がなさ過ぎるといえるか、率直に言えば、これはちょっと無理だろうと私は思うけれども、最低賃金をそうすれば負担をかぶるのは企業でしょう。じゃ国がその支援策をとあるけれども、そっちが先なんじゃないかなと思うけれども、

私は。

あと、団体から出ている、団体の代表者が出ているので、どのような団体でということも付け加えてもらわないと、私ら、請願の内容もしかりだけれども、どういうところから出ているのかということも審査の上では大事な部分じゃないかなと思うけれども。

○委員長（村田春樹君） 今回、この3つの請願項目がございます。この内容について、提出先である内閣総理大臣、安倍晋三、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、茨城地方最低賃金審議会会長、この連名の方にこの内容を小美玉市議会として出せるかどうかということをご意見を伺いたいというふうに思っています。

○12番（岩本好夫君） そもそも、この採択してほしいことを、これは一市議会で決めることではないと思うけれども、これに賛同してくれとか、そういうことではなくて、これ自体が、もしあれだったら請願者に、紹介議員にちゃんと説明をいただくとか、改めてね。あったりとか、事前に例えばこの団体がどういう団体であるのかとか、あとは近隣のがないのであれば、それを含めて、事前にちゃんと審議する前にある程度資料があったほうがいいと思うよね。

これ、どの委員さんも分からないけれども、これを見て、じゃこれ、私らがどうにかできることなのかと思うけれどもね、これね。

○委員長（村田春樹君） 市村委員。

○18番（市村文男君） この最低賃金を上げるということは国を挙げてやっていることだと思うのですよ。だから、どの地域でも上がっているのが現実だと思うけれども、その中で、岩本委員が言ったように、地域間の経済的な動向によって多少その差はあって、それで差があるだろうと思うけれども、国を挙げてやっていることに対して、私はどうかなというような、そんな感じがしています。

○委員長（村田春樹君） 大槻委員、何かありますか。

○15番（大槻良明君） やっぱり国の問題なので、一小美玉市がどうのこうのとかいう問題じゃないと思いますので、その辺をよく考えて結論を出したほうがいいと思います。

○委員長（村田春樹君） 戸田副委員長はありますか。

○副委員長（戸田見良君） 実際、1,500円になったら苦しいわけですがけれども、あれがここに行くまでには茨城の中でもいろいろあるところですよ。なので、今回出せれば一番いいですがけれども、そういうわけにはいかないのかなと思います。

○委員長（村田春樹君） 谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） 委員さんのほうから討議の材料を出していただいて、それに基づくところで今話が進んでおりますが、まずこの1番、政府自体も今賃金を上げましょうという、そういう政策を執っているというところがまず一つ。

この2番で、時給1,500円というところの現実的な裏づけが、この請願者の趣旨、ちょっと1,500円というのは、例えば働く側の人々の要求と、あとは経営者の考え、ここのところがちょっとかみ合っていないのかなというところが1点ございます。

それで、この3番、この最低賃金の引上げとセットに中小企業の具体的支援というのも、今政権のほうで中小企業に対して支援は出しているというところなので、そこのところを踏まえると、この請願を小美玉市議会から提出する必要はないのではないかと思います。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 今回、新型コロナウイルス関係で企業のほうがストップしてしまっているところにつきましては、国のほうで8,334円でしたっけ、そのような金額だったと思いますけれども、そういったぐらいの1日当たりそういった額であって、それを1,500円と換算してもし考えると、相当すごい金額となってしまう、そういったような気がします。本当に日本の財政を赤くしかねないようなところもあるのなかというふうに思います。

そういったところで、ほかに何か意見がなければ、これより採択のほうに入りたいと思いますけれども。

○12番（岩本好夫君） まだ各委員さん、採択、不採択までは行っていないと思うけれども、自由討議をするのであれば、そこまで、討議というのはそういうことだから。それに対しての委員間のあるはずだと思うので、それをちゃんとしないと、ここで決を採ったのでは自由討議にならない。

○委員長（村田春樹君） 意見がなければ、討論に入ってもよろしいでしょうか。

○12番（岩本好夫君） 討論ではなくて、私、自由討議をせっかくしているから、討議の中でおのおの委員さんが自分の意見を、こういうことだから反対だとか、採択したいとか、だから不採択という意見まで言わないと駄目なんじゃないのかな。討議はここで。

だから、委員間の中で、例えば自由討議だから、要するに討論とか、討論というのは賛成とか反対のことに對して言うわけだから。自由討議の場合は、討論の場合は、その議案に対して賛成か反対の討論をするわけでしょう、議案に対して。自由討議の場合は、委員間の意見に対してでもできるわけだから、委員の意見がこうだったから反対討論をしますということの討論ってあり得ないわけでしょう。だから、議案に対しての反対か賛成の討論なんだから、

この自由討議の中でそういったことをちゃんとしておかないと思うんだけど、どこまで踏み込むかは委員長に任せるけれども、それと付け加えて、まず私の中では、1,500円という積算の根拠が全く、こういうふうだから1,500円が妥当なんですというところがあったりとか、例えばこれはちょっと話がずれるかもしれないけれども、議会で決める条例とか、そういったことにしても、その条例が一般市民に関わるものだったら、よくよく慎重に考えなくちゃならない。例えば入札に対する倫理条例であったりとかね。そうすると、例えば何とか市にすれば、要するに、その当市に関わる市民に広く関わってくるわけだから、こういったところは、ましてやこういった民間の企業さんに対して何の根拠もなく一律1,500円と言ったところで、東京都内と茨城のこの小美玉とは全く違うと思います。

私としては、これはこの内容では不採択にすべきなんじゃないかなというふうな思いです。

○委員長（村田春樹君） 谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） 自由討議というのは、例えば幾つかの課題の中で不明な点を一つ一つ合意形成を図っていくやり方なので、今回、今各委員さんの意見と、もう1番、2番、3番というところで、私の考えとしては、地域間格差を縮小させるため国も努力はしているということ、これはあります。2番、この1,500円の積算の根拠の裏づけというのが、これが明確ではないというところ。それと3番の中小企業に対する支援策も今国の政策のほうでやっている。そうすると、どこを賛否の判断にしていくかということ、委員さんで意見が統一したところで、これは合っている、これは合っていない、そこで判断していけばいいんじゃないかなというのが討議だと思うんですよ、私は。

そういうところを踏まえると、この2番目の時給1,500円という、この根拠、これが明確ではないというところで、これは採択する必要がないのかなと思います。

○委員長（村田春樹君） 大槻委員、どうでしょうか。

○15番（大槻良明君） やっぱり実際問題、今、戸田委員が言うように、1,500円という時給ですね、これが本当に実際企業が出せるのかということ、確かにいろいろ今の情勢を考えると大変だと思いますよ。その辺がやっぱり不明瞭なので、この件に関しては請願のほうは反対したいと思います。

○委員長（村田春樹君） 市村委員、どうでしょうか。

○18番（市村文男君） 最初からいろんな意見が出ていましたけれども、1点、2点、3点ということで出ていましたけれども、私は最初に国でもそういう政策をやっているというこ

とを申し上げましたが、今、岩本委員といろいろ話をしていた中で、やはり1,500円というのが一番納得のいかないところ。そして委員長のほうからさっきコロナウイルス対策の中で八千幾らの話が出ていましたけれども、我々自営業の場合は四千幾らと出ていましたけれどもね。ああいうのは私は納得がいかないですが、そういうことを考えると不採択というのが私の答え。議案でたときから思っていた。

○委員長（村田春樹君） 戸田副委員長、どうでしょうか。

○副委員長（戸田見良君） 丁寧に進めることならば、やはりもう少し資料を用意してもらったりとか、やることだと思うんですけども、ちょっとここでは今はできないのかなと思いますけれども。

○委員長（村田春樹君） 皆様の本当にこの内容をまとめると、請願項目2つ目のことに対して、1,500円ということで、時給1,500円に引き上げることということは難しいということ、ほか、1番、3番、そういったものは国のほうでしっかりやっていっているということで、今回この話に対して討論に入ってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○18番（市村文男君） 討論は省略して採決したら。

○委員長（村田春樹君） 省略して。

では、採決に入りたいと思います。

請願第1号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案を不採択すべきものと決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（村田春樹君） 挙手多数と認め、本案は不採択とすべきものと……

〔「全会一致」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） 全会一致で本案は不採択とすべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

続いて、その他に入ります。

令和2年度行政視察研修について、時期と研修内容、研修方面などを決めたいと思うんですけども、今現在、新型コロナウイルス等で騒がれているところでございますけれども、そういったことも考慮した上で今回このように議題のほうに出させていただいたんですけど

も、時期と研修内容、研修方面など、そういったことは委員長と副委員長にお任せいただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） わかりました。ありがとうございます。

ほかにその他で、私のほうから1点あるんですけども、よろしいでしょうか。

先ほど、補正予算の中でも大槻委員のほうから指定ごみ袋についてお話があったと思うんですけども、私のほうで、他市町村ですけれども、四国にある高松市、そちらの指定の収集袋ということで発見しまして、そのごみ袋の中には広告掲載スペースといったものがございます。こういったものも小美玉市として活用できれば本当に財源の確保としてもいいのかなというふうに思っております。

高松市のほうでの目的としまして、民間企業などと共同し、高松市指定収集袋の袋を広告媒体として有効活用することにより、市の新たな財源を確保するとともに、情報発信による地域経済の活性化などを図ることを目的として広告掲載事業者を募集しているようでございます。

小美玉市でももしこういったことが可能となれば、先ほど200円じゃちょっと高いんじゃないかという大槻委員さんのお話がありましたけれども、150円にするための、150円といかなくても200円以下にするための一つの判断材料にもなるのかなというふうに思っていますので、こういったことをご報告したく、その他で皆様にご報告させていただきました。

以上です。

○18番（市村文男君） それを要望して。

○委員長（村田春樹君） こういったことを環境課のほう、市民生活部長、市長、今いなくなってしまったですけども、要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

岩本委員。

○12番（岩本好夫君） これ、個人的に村田議員として要望したのか、委員会の総意で総務常任委員会として要望したのかでは執行部の対応は違うと思うけれども、総務常委員会の総意で要望ということにはいかないじゃないの、これ。提案はもっともと思うかもしれないけれども、これは例えば常任委員会で、報告は分かるよ。分かるし、分かるけれども、これを個人名で、常任委員会で出て、委員長名ですということは常任委員会としてということになるしね。常任委員会で決も何も採っていないわけだし、こういうことは本来であれば一般

質問で対執行部との話なので、これはこの6人の総意ではないよ、これ、広告を載せましようということは。そうでしょうということは。

○委員長（村田春樹君） 総意ではなく、私……

○12番（岩本好夫君） だから、常任委員会でいえば、常任委員会として要望したのかという形になるのか、執行部のほうでね。それで個人でということじゃまず違うでしょう。それは常任委員会の権限ではないわけだから、だからもし本当に執行部とやるのであれば、一般質問か何かでするべきだと思うけれども、だからここで私こういうのを調べてきましたということは大変これは勉強しているし、私らは、ああなるほど、こういうのもあるのかなと思うかもしれないけれども、これをじゃ要望しますとなったときに、それはまた別の話だよ。その辺はちゃんと線引きしていかないと駄目だと思うよ。

○委員長（村田春樹君） 市村委員。

○18番（市村文男君） 私、今単純に委員の皆さんがいつも要望しますという話が出るので、単純に委員会の要望じゃなくて、そういうふうに思っていました。

○委員長（村田春樹君） 今回のこの指定ごみ袋の高松市の収集袋ということで広告掲載スペースのことを小美玉市でも取り入れてはどうかということに対して、私個人のことですけれども、執行部のほうに要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。



◎閉会の宣告

○副委員長（戸田明良君） 長時間にわたりまして皆さんありがとうございました。以上で総務常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時47分 閉会